

会 議 録

会議名	平成27年度第2回小金井市消費生活審議会		
事務局	市民部経済課消費生活係		
開催日時	平成27年12月24日(木) 午前10時～正午		
開催場所	小金井市前原暫定集会施設A会議室		
出席者	委員	富岡 秀夫(会長) 矢澤 朋香・中村 宜子・木下 牧子	
	その他	高橋 京子(会長職務代理者)	
	事務局	藤本 裕 市民部長 當麻 光弘 経済課長 佐藤 智毅 消費生活係長 野田 純子 消費生活係主事	
傍聴の可否	○可・不可・(一部不可)	傍聴者数	0 人
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成27年度第2回小金井市消費生活審議会（第9期第4回）会議次第

日時：平成27年12月24日（木）午前10時から

場所：小金井市前原暫定集会室A会議室

司会進行 経済課長

1 開会

市民部長あいさつ

会長あいさつ

2 議題

1 これからの消費者行政のあり方について

(1)今年度の消費者講座について

(2)悪質商法被害ゼロキャンペーン中間報告

(3)改正消費者安全法に伴う条例改正について報告

2 その他

3 閉会

配布資料

資料1 消費者講座チラシ 「老後の不安を安心に」

資料2 北多摩南部五市連携消費者講座チラシ

「食品表示法を上手に暮らしに生かすには」

資料3 消費者講座チラシ「スマホ・ネットを安全に利用するために」

資料4 悪質商法被害ゼロキャンペーン中間報告（速報値）

資料5 改正消費者安全法に係る施行規則・ガイドラインについて【概要】

## 審議経過（主な発言要旨等）

司会（経済課長）	定刻になったので、第9期第4回小金井市消費生活審議会を開会する。はじめに藤本部長に挨拶をお願いします。
部 長	《 挨拶 》
司 会	次に富岡会長に挨拶をお願いします。
会 長	挨拶 私は今、国の消費者教育推進会議で委員をしており、第二次の推進会議が今年の6月からスタートしている。消費者教育推進法が施行して12月でちょうど3年になるところであるが、思うように進んでいるところもあれば、まだ進んでいないところもある。これらを検証したうえで、これからどうやって進めていくかを考えているところである。推進会議の任期は2年であり、内閣総理大臣の指名する委員30人で構成されている。学識経験者はもちろんのこと、自治体の長、徳島県の知事なども入っている。徳島県の知事は大変熱心な方で非常に積極的に発言をされている。消費者教育については、自治体によってだいぶ温度差がある。ぜひともこちらの消費生活審議会でも、小金井のこれからをどうするかということで皆さんのご意見をいただいて、事務局に色々考えてもらうようにしたいと思うので活発なご意見を頂戴したい。
司 会	ただ今から議事に入る。現在委員定数は7名で、本日5名の出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議が成立していることを報告する。 富岡会長に議事進行をお願いします。
会 長	それでは議題1について、これからの消費者行政のあり方を議題とした。まず事務局から今年度の消費者講座について説明を求める。
事務局	《事務局から説明》
会 長	何か意見や質問などあれば出していただきたい。
会長職務代理者	講座を共催している東京都として報告する。今日お配りしている「東京くらしねっと」に東京都北多摩南部五市連携消費生活講座が載っており、都内全域に配っている。五市連携ということになっているが、会場が広いこともあり、多摩消費生活センターでは都内全域からの応募を受け付けている。現在12名の申込みがあり区部の方もいらっしゃる状況だ。非常に良い講座なので、北多摩南部の方が優先ではあるが、人数に余裕があれば都内全域の

方も受ける、ということでやっている。

会 長

「食品表示法を上手に暮らしに生かすには」講座の講師である板倉さんは私と長く一緒に仕事をした方で、食品の専門でいらっしゃる。非常に熱心な方である。

「老後の不安を安心に」講座であるが、改正相続税法とその対策にプラスしてできれば遺言書の書き方も含めてやった方がいいのではないかと。昔はあまり遺言書を書かなかったが、今はトラブルが多くなっているので遺言書を書くという方が増えている。もちろん公証役場に行けばちゃんとしたものが書けるが費用がかかるので、こういう市民講座で遺言書の書き方をお話ししていただくともっと良いと思う。皆さんの方から質問や意見はあるか。

会長職務代理者

東京都でも連続講座ということで、老後の暮らしに関係する講座をやった際、相続税の話と成年後見制度の話をしたが、成年後見制度のときに遺言書の書き方もセットでやった。2時間あれば時間も足りると思うのでぜひセットでやってみてはいかがか。

会 長

税理士以外に弁護士でもこのあたりの相談に乗ってくれる方がいる。そういう方に遺言のうまくいった部分とうまくいかない部分について話をさせていただくのも大切だ。今年はこれでいいと思うが、次にやる時には遺言書の書き方もセットでやるのがいいと思う。

事務局

講師の先生とまだ調整ができるので打合せしてみようと思う。

会 長

質疑応答の際、プライバシーに関わることはなかなか発言しにくく、聞きたいけれど皆の前では聞けないということもある。私が先日行った研修会では、終わった後、会場とは別室で質問を受けた。その場では手を挙げないが終わってから個別に聞きたい、ということがあるので、そのあたりも含めて検討してほしい。

事務局

了解した。

会 長

他にこれからもっとこういうことをやってほしいというのがあれば、事務局の方で検討していただけるよう、ぜひあげてほしい。

委 員

買い物の際の商品価格表示について、税別価格が大きくあり、小さく税込価格があることが多い。消費者側として商品を買うかどうかは税込価格を見るものである。しかしながらそれを表示していない店もある。税込価格を大きく出してほしい。店側からすると税金はうちの利益ではないという考え方で、税別の価格を大きく出している気持ちもわかるが、消費者としては

その商品がいくらなのかが非常に気になる場所なので、税込価格を大きく出して、小さく税別価格を出していただけるとありがたい。

会 長

消費税が8%に変わった際、本体価格を表示して税は別、と表示する店が多くなった。小売業者には、税込価格を出すと高くなったと受け取られると考えるところもある。親切な店においては、税別と税込の両方併記しているところもあると思うが、市内の小売業はどういう表示をしているのか。

事務局

大型スーパーでは両方併記していたと記憶している。

委 員

どちらの方が大きいかというと、本体価格の方が大きかったと思う。

会 長

税別価格は税別だということをはっきり書かなければいけないと指導はしていると思うが、そのあたりがなかなか難しいところである。

会長職務代理者

消費税が8%になった時にはすぐに10%になるという前提だった。すぐに10%にあがった場合、値付け替えをどうするのかという問題があったので、税別表示でもいいとなった。今後、消費税10%になって変わらないのであれば、税込価格を表示しなさいという動きがあるかもしれない。消費不況でなかなか物が売れない中、正直に税込価格を表示したところよりも税別表示にしたところの方が売行きが良かった、というのがあったので、一旦税込表示にしたところも税別表示に戻したということだ。

委 員

多摩市に大きな総合スーパーがあるが「うちの店は全品が税込価格です」ときちん并表示している。そうすると全部でいくらかというのがちゃんとわかる。本体価格が大きく出ているとそちらで計算してしまい、支払う時になってずいぶん高いなと感じる。税が10%になるともっとそのような印象が強くなるのではないか。

会 長

消費者団体と小売業者の協議会のようなものがあれば、その時に消費税込みの価格にしてほしいと要請を出すのがいいのかもしれない。地方には、消費者団体と小売業者の団体の意見交換の場がある自治体もあると聞いている。消費者団体はいくつかあると思うが、そういうところと小売業者の団体との意見交換などはあるのか。

事務局

消費者団体連絡協議会というものがあるが、商店会との意見交換会というのは、少なくとも平成24年からはやっていないと記憶している。

会 長

そういった意見交換会を設ける機会があればいいと思う。先ほどのような店の方が買い物しやすいということであれば、そこで買い物をすることで店を育成していく。すると当然他の店でも税込価格を表示しないといけ

なくなる。いわゆる消費者のパワーもあるだろう。事務局の方でも何か検討してほしい。他に何かあるか。

委員

世田谷区で「インターネット社会における消費生活行政について」ということで取り組まれていたのを議事録で見たところ、非常に良くできた答申ができています。小金井市も高齢者の悪質商法被害ゼロキャンペーンをやっているが、今後10年間で団塊の世代がどんどん高齢者の仲間になっていく。インターネットを使う世代が高齢者になっていくということで、そのケアをあらかじめ早めにした方がいいのではないかと。子どものインターネット対策も大切であるが、子どもの方が詳しかったりする。また、例えば学校公開日に出前授業をすると親も一緒に授業を聞くので、親も一緒に啓発される。一方、高齢者の場合は一括して集まる場所がないので、市内でケアできる体制が必要だ。パソコンの専門知識があり個々の対応ができる方の養成についてお金を確保するのがいいのではないかと。高齢者の方は、自宅に来てもらい自分のパソコンを見てもらうという形でないと対応できないような事態が想定される。小金井市にはITサポートセンター運営協議会というパソコンを無料で教える団体があり、公民館と連携してパソコン教室を開催されている。パソコンの知識がある団体の方に教育をして、出張してもらえるような仕組みができればいいと思う。高齢者の方は電話で言われてもうまく操作できなかつたりするので、自宅で見てもらおうといった具体的な対応策を想定して研修したり、訪問する際には有料にするなどの体制や仕組みを作ってはいかがだろうか。

会長

それは世田谷で行っているのか。

委員

世田谷で個別訪問は行っていない。インターネット社会における消費生活行政全般ということで、冊子を作る、出前講座をするといった内容であったが、読むと非常に勉強になる答申になっている。これをお手本にして、小金井市でできることがあるのではないかと考えた時に、既にある団体を使ってできるのではないかと考えた。高齢者の方は家に来て直接話してもらわないとわからない、紙に書いてあってもよくわからない、ということが色々な場面である。やはり人件費が一番ネックになるのではないかと。人件費確保のためにはあらかじめ具体的なプランをたてて取り組んだ方がいいだろう。今後10年間でどのくらい方が高齢者になるかというのがわかっていることだ。

会 長	小金井市はインターネットのサポートを活発に行っているのか。
部 長	市民団体があり、高齢者向けにパソコンを教える講座などを自主的にされている。
委 員	公民館と連携して公民館のパソコンを活用する目的でされているようだ。まずはそういう方達を育成していけばできるのではないか。
会 長	世田谷や杉並では、消費者問題に関心のある方を募集して、消費者問題の知識はもちろんのこと、その人が核になって地域で活動して被害の未然防止に役立つためのサポーターとなるよう育成している。ワークショップもやりながら知識を身につけ、その方達が終了すると地域で活動する。市内の中核になる地域の方を育成するというのを世田谷は古くからやっている。杉並もずっとやっているので事務局は参考にするといい。全部を市でやるというのはなかなか厳しいと思うので、まず中核になる方に受講してもらい、そういった方々に公民館等で広げていただく。ぜひ検討してみたいと思う。他にはないか。
委 員	そういうのに興味があったり携わったりする方は詳しいので聞いてみようと思うが、一般の方は困った時でないと言わない、時間をもったいないという感じで、何か企画しても本当に人が集まらない。そうすると、来ないならやめてしまおうとなる。しかしながら、今の高齢者はわりあいそういうことに疎いが、これから年をとっていかれる方はきっと色々わかるから、そういうのにも参加されるのではないか。
会 長	そういう意識を持っている方を増やして、地域で活動してくれる方達を増やしていく。1、2年ですぐというわけにはいかないが、小金井市は文教都市で意識の高い方が多い地域だと思うので、やってみようという人が必ず出てくるのではないかと思う。
委 員	友達から誘われると行ってみようとなるが、紙面だけの案内だと本当に参加が少ない。
会 長	地域で世話役をやれるような人を育成するというのが世田谷のやり方だ。世田谷と小金井とは違うので、事務局でも勉強してもらいたい。
部 長	先ほど委員がおっしゃっていたのが、ITサポートセンターこがねい運営協議会というもので、公民館を主体に活動しており毎週日曜日と水曜日の1時から3時に全館でパソコン教室を行っているということだ。そういうのも活用できるかもしれない。

会 長 パソコンの活用プラス消費生活に関連することを考えていただければと思う。では次の議事に移る。悪質商法被害ゼロキャンペーンの中間報告について事務局から説明をお願いします。

事務局 《事務局から説明》

会 長 何か質問はあるか。なければ続いて消費者安全法改正に伴う小金井市の条例改正についての報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《事務局から説明》

会 長 私自身は相談室という名称でも問題ないが、よくニュースなどでは「全国各地の消費生活センターへご相談ください」などと言っている。相談室という名称だと、センターになる前の規模の小さいところというように受け取られてしまうかもしれない。センターの定義は消費者庁が決めており、そこは満たしているため、理想としては消費生活センターという名称の方が望ましいと思うので可能であれば検討してほしい。

事務局 了解した。

会 長 他に何かあるか。特になければ議題1については終了したい。次に議題2のその他に移りたい。事務局から説明をお願いします。

事務局 《事務局から説明》

会 長 平成28年度の消費者行政推進交付金の予算はまだ余裕があるのか。

事務局 先日東京都から要望額調査があり、小金井市としては今までやってきた事業をベースに、今言ったものも盛り込んだ。その中で教員向け集中講座に関するものとして500万を仮に計上したが、実際にこれを実施した場合200万くらいでできそうなので、残り300万くらいある。その枠を使っていくことは可能である。

会 長 来年度、高齢者向けと若者向けのリーフ購入というのがあるが、当方も中学生高校生向けに、自分達も行動する消費者の一人としてやっていかなければいけないということを載せた印刷物を発行した。中高生は文字情報だけだとわからない、飽きてしまうということがあるため、ゲーム感覚でできるものも作っている。これをサンプル校で先生と生徒が連携してやってみる、というのもひとつの手だと思う。先生方も一から全部対応するとなると時間がない。ですから最初は、消費生活センターの方で色々やって、浸透させていかないといけない。そもそも先生が教員試験等で消費者問題についてほとんど勉強していない。これは推進会議でも問題になっていて、教員試



験にも入れるべきだという話が出ている。やはり全部最初からやれ、というのはなかなか難しいと思うのである程度は皆さんのところでやるという形で考えてもらいたい。

消費者行政推進交付金は多分来年度は50億くらいのはずである。その中で人口の多いところには多く配分されるが、聞くところによるとやりたけれども人が足りないからやれない、という自治体がけっこうある。その中で、教育委員会にいかにか消費者教育に取り組んでもらうかは、消費者行政担当者の熱意と自分達がある程度引き受けるという形に拠ると思うのでよろしくお願いしたい。

事務局

了解した。中学生のための消費者スクールを昨年は緑中学校と小金井第一中学校でやったが、今年は拡大して、新たに南中学校と小金井第二中学校でもできる予定だ。学校からの要望としては、これから高校・大学と行くにあたって卒業前の3年生を対象にやってほしいという話がある。日程調整等もあるのでなかなか難しいところもあるが、先生方のご意見やご要望なども取り入れた形で続けていきたいと考えている。

会 長

了解した。消費者行政推進交付金は、28年度は50億くらいの見込みなのでこれを活用して積極的にやってもらいたい。

会長職務代理

50億あるといっても、最初から50億あるわけではなく、最初30億は配分されるがあと20億は配分されるかわからない状態が続き、最後の最後に補正予算で20億が決まったから急いで使えという風になるので、ちょっと使いにくいというのがある。

会 長

使えるとなったらすぐに使える準備をしておかなければいけない。今後この交付金はなくなるといわれているが、全国の消費生活センターがこれだけ活気が出てきたのは交付金のおかげである。消費者行政推進交付金をゼロにしたら縮小し平成の始めの頃の消費者行政と同じになってしまうであろう。消費者庁は出先機関を持っておらず、地方自治体に交付金を交付してはじめて仕事ができるものなので、私はなくならないと思っている。

さて、平成28年度以降について他にないか。今回の悪質商法被害ゼロキャンペーンは今後毎年はできないと思うが、地域の高齢者世帯に被害の未然防止のアドバイスをできるような民生委員を育成しないといけない。民生委員の役割は大きいと思う。

事務局

悪質商法被害ゼロキャンペーンで訪問してもらっているシルバー人材セ

ンターの方々が非常に興味を持ってくれているので、そういった方がシルバー人材センターの中でも地域の中でも消費者被害未然防止の中心的役割になってもらえるのではないかと考えている。

会 長 民生委員プラスシルバー人材センターの方にも受講していただき意識を高めてもらうというのは大事だと思う。他の方から何かあるか。

委 員 フードドライブという活動があり、賞味期限ぎりぎり前の食品を集めてどこかで食べてもらうという取り組みを民間がやり始めている。リサイクルバザーや不用品交換コーナーといったものを経済課でやっていると思うが、そういうところで月に1回など日にちを決めて取り組んでみてはいかがか。わざわざ小金井市のものを他に持っていき再分配というのは大変なので、小金井市の中でやりとりできたら一番いいと思う。例えば高齢者の寄り合い所みたいなところに持っていく食品を集める場所としてリサイクルバザーの場所がいいのではないか。他の部署と連携してやってもらえればと思う。

会 長 市では不用品交換コーナーやリサイクルをやっているのか。

事務局 消費者団体運営協議会で、8月を除く第3木曜日に上之原会館で10時から11時半まで、リサイクルバザーとおもちゃの病院、食器リサイクルというものをやっている。リサイクルバザーでは出店料200円払っていただきお店を出してもらっている。その中では原則食品は禁止している。不用品交換コーナーも食品等は抜きにして、個人間でのやりとりという形でやっている。その中に食品を織り込むのは難しいかと思う。

会 長 食品衛生の関係など、もしそこで事故でも起きたら大変だということもあると思う。市内にそういったNPOはないのか。

委 員 まだそれに特化したところはない。拠点として経済課と共同で貸してもらい、リサイクルバザーのついでにフードドライブのものも持ってきてももらうというのがいいと思う。全てを経済課がやるのではなく一緒にやる、という形が理想かと思う。

会 長 手始めに考えられるとしたら、不用品交換コーナーで生鮮食品ではない缶詰などすぐにいたまないものを作って、それが軌道にのったら、すぐに食べられるものをやるという方法もある。

委 員 未開封で賞味期限が1ヶ月以上、生鮮食品ではない、など規定があるのでそれをクリアしたものを集め、そういったものが必要な人のところへ必要

な情報、必要なものがいくようにしてほしい。

事務局

先週ちょうど社会福祉協議会からフードバンクの調査があり、相談室にそういった相談があるのか、ということを知られた。今のところ相談室の方にはそういったお問合せはない。借金があつて食べるものも無く困っているという相談があつたときには社会福祉協議会を案内しているが、もしフードバンクのようなところがあればつなげることができると話していたところだ。ただ、NPOか何かを立ちあげてやるというような話だった。経済課消費生活係ができることがあれば関わっていきたいとは思っている。

会 長

すぐというのはなかなか難しいと思うが、情報を集めて他の自治体の様子なども調べてうまくいっているところがあれば社会福祉協議会の方と一緒に視察するなどしてほしい。これは消費者行政、消費者教育についても同じで、小金井市と同じような規模で同じような産業をやっているところの情報を集めたいので、小金井らしい企画を考えたらいいと思う。

もし消費者行政推進交付金の活用が可能であればアイデアを出すことはできる。やはり市独自の予算は厳しいと思うので、交付金をうまく活用すべきだと思う。税金なので無駄遣いはできないが、自前の予算が厳しければ交付金をなるべく活用するのもひとつの方法だと思う。先ほど委員の方から出たフードバンクについても、もし可能であれば人件費を計上するのもいいと思う。まったくの無償ボランティアだと長続きしないので、検討してほしい。

会長職務代理

今日お配りした資料の説明をしたい。先ほど説明した小金井を含めた北多摩南部五市連携の講座を載せた東京くらしねっと、今年度の若者向けの悪質商法被害防止パンフレット、消費者団体と東京都の協働による学習会チラシ等がある。消費者団体の方が勉強会をする時には東京都が講師派遣料を出すので、もし団体で希望があれば積極的に活用してほしい。民生委員向けの勉強会等についても東京都で講師を派遣するので、こちらもぜひ使ってほしい。

会 長

東京都では、20名以上集められるのであれば講師謝金が出るという制度があるのでぜひ活用していただきたい。

会長職務代理

募集人員が20名以上であれば、実際来たのが15名であっても構わないので、もし希望があれば直接担当の方に連絡してほしい。内容的に適切と認められれば講師派遣料が出る。

会 長	ママ友の会等でもいいのか。
会長職務代理	そういうので大丈夫だ。
委 員	講師謝礼はいくらまで出るのか。
会長職務代理	都の基準で大学教授クラスだといくら、民間専門家だといくら、という形でランクが分かれている。交通費は別に出る。会場費は出ない、あくまでも講師の分ということになる。
会 長	市内の公民館などでやればそんなに高くないと思われる。乳幼児の誤飲の問題など非常に話題になっているので実際どうなのか勉強してみるなど、うまく活用してもらえたらと思う。
会長職務代理	立川の多摩消費生活センターに学習室というのがあり、団体登録してもらえれば自由に使える。調理実習室も無料で使えるので、登録していただければと思う。
委 員	ひとつ質問したい。近所に不用品回収車がしきりにまわってくる。処理業者は区市町村による一般廃棄物処理業者の許可が必要とあるが、一般に私達には許可されているかはわからないことだ。商品名を羅列して全て無料で引き取るというところや、何でも引き取るというところもある。後から高額な請求をされても、一旦外に出してしまったものをまた家に運ぶのは難しく回収を止めることができない。どのように対応すればよいのか。
会長職務代理	小金井市の不用品回収というのは有料でやっているか。
事務局	行政で粗大ごみの回収を行っている。
委 員	一般業者がやっている回収車というのはどうなのか。
会長職務代理	リスクが高いという認識を持ってほしい。市でやれば安い、一般業者は費用が高いと思った方がいい。また、市に問合せをすれば他に安いところを紹介してもらえたりもする。
部 長	基本的に、一般廃棄物処理業で登録されているところは公表することになっているが、市中をまわっている業者が全て登録されているところかはわからない。家電リサイクル法で定められている冷蔵庫などはきちんとしたところに頼まなければならない。基本的には買ったところに引き取っていただくという形が望ましい。
会 長	流しの軽トラで来るものはなるべく気をつけた方がいいだろう。もし使うのであれば最初に値段を確認してからがいい。トラブルが多いので、気をつけた方がいいという前提で使うべきである。

委員	郵便受けに、何曜日の何時までに家の外に出しておけば引き取ります、というチラシがよく入っているが、それはどうなのか。
会長	引取りが有料なのか無料なのかをまず確認しなければならない。無料のものは気をつけた方がいいと思われる。 本日の議題はすべて終了したのでこれで終了する。

会議資料は、次の場所でご覧いただけます。

小金井市立図書館

小金井市役所本庁舎 4階 議会図書室

小金井市役所第二庁舎 4階 経済課消費生活情報コーナー

小金井市役所第二庁舎 6階 情報公開コーナー